

〇つくば市議会報編集要項

平成16年 2 月26日議会報編集委員会承認

平成16年 2 月27日決裁

平成30年11月 5 日議会報編集委員会承認

平成30年11月30日決裁

令和 2 年 9 月 4 日議会報編集委員会承認

令和 2 年 9 月 4 日決裁

1 目的

市民に対し、議会活動を周知するとともに、議会に対する市民意識の高揚を図り正しい理解と協力を得る。

2 編集の基本方針

- (1)客観性を保持し、政党に関することは掲載しない。
- (2)個人の名誉を尊重し、議員の私生活にわたることは掲載しない。

3 議会報の名称

議会報の名称は、「つくば市 議会だより」とする。

4 紙面の規格

- (1)判型 タブロイド判
- (2)頁数 8 ページを原則とする。
- (3)組型 縦 7 段、49行、14字
- (4)活字 14級正体
- (5)紙質 再生紙マットコート (4/6 70kg・古紙100%、白色度70%程度)
- (6)インク 大豆油インキ

5 発行

- (1)毎定例会終了後、おおむね50日以内に発行する。
- (2)議会報の単独発行とする。
- (3)議会報は年 4 回以上発行する。

6 掲載事項

- (1)定例会及び臨時会に関する事項
(会派代表質問、一般質問、議案質疑、決議、意見書)
- (2)常任委員会、特別委員会に関する事項
- (3)請願・陳情に関する事項
- (4)人事、表彰、その他必要と認める事項

7 掲載申出

- (1)会派代表質問の掲載は、会派代表者が議会報会派代表質問掲載申出書（様式第 1 号）により議長まで申し出る。
- (2)一般質問の掲載は、一般質問者が議会報一般質問掲載申出書（様式第 2 号）により議長まで申し出る。

8 配布範囲

議会報は市内全世帯、官公署、学校等に配布する。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年 3 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年11月30日から施行する。

様式第1号

議 会 報 会 派 代 表 質 問 掲 載 申 出 書
(その1)

年 月 日

つくば市議会議長 様

会 派 名

会派代表者名

年 月定例会における、会派代表質問については下記の項目を議会報
(つくば市議会だより第 号)に掲載されたくお願いいたします。

記

質 問 事 項	その2 (裏面)
---------	----------

※なお、質問事項が重複している場合は会派間において調整いたします。

議会報会派代表質問掲載申出書（その２）

質問事項 1 (議会報見出し)	
--------------------	--

質問要旨 1

スペース																15
																30
																45
																60
																75
																90
																105
																120
																135
																150
																165
																180
																195
																210
																225

各行最後の半角のます目は、「、」「。」「」が16文字目にきた場合に使用してください。

質問事項 2 (議会報見出し)	
--------------------	--

質問要旨 2

スペース																15
																30
																45
																60
																75
																90
																105
																120
																135
																150
																165
																180
																195
																210
																225

各行最後の半角のます目は、「、」「。」「」が16文字目にきた場合に使用してください。

確認事項 ◇質問の見出しはできるだけ短くすること（10～15字程度）。長い場合は委員会で短くします。 ◇会派代表質問は、2項目の掲載となります。総体的な場合はその中の一つする。 ◇質問要旨を1項目200字程度で記載し、一般質問最終日までに議会局へ提出すること。 ◇掲載は「質問」「答弁」合わせて1項目当たり480字程度とする。 ◇掲載依頼のあった会派を、原則質問した順に掲載する。 ◇会派代表質問の掲載内容は、質問時間内に取り交わされた内容とする。 ※提出期限を過ぎた場合は、質問項目だけの掲載となります。
--

広報広聴委員会委員長

様式第2号

議 会 報 一 般 質 問 掲 載 申 出 書
(その1)

年 月 日

つくば市議会議長 様

市議会議員名
会 派 名

年 月 定例会における、一般質問については下記の項目を議会報（つくば市議会だより第 号）に掲載されたくお願いいたします。

記

質 問 事 項	その2（裏面）
---------	---------

※なお、質問事項が重複している場合は当事者間において調整いたします。

議会報一般質問掲載申出書（その２）

質問事項 (議会報見出し)	
------------------	--

質問要旨

スペース															14
															28
															42
															56
															70
															84
															98
															112
															126
															140
															154
															168
															182
															196
															200

各行最後の半角のま
す目は、「、」「
。」が15文字目に
きた場合に使用して
ください。

※その他の質問事項を掲載する場合は、掲載する事項を記入願います。（掲載文字数
の中に含まれます）

◎	こ	の	ほ	か	、									
				に	つ	い	て	質	問	し	ま	し	た	。

確認事項

- ◇質問の見出しはできるだけ短くすること(10～15字程度)。長い場合は、委員会で短くします。
- ◇一般質問は、1項目の掲載となります。総体的な場合はその中の一つとする。
- ◇質問要旨を200字以内で記載し、一般質問最終日までに議会局へ提出すること。
- ◇掲載は「質問」「答弁」「このほか」合わせて480字程度とする。
- ◇掲載依頼のあった議員全員、原則質問した順に掲載する。
- ◇一般質問の掲載内容は、質問時間内に取り交わされた内容とする。
- ◇写真などの掲載については、掲載者が偏らないように配慮する。
- ※提出期限を過ぎた場合は、質問項目だけの掲載となります。

広報広聴委員会委員長